

## 【新型コロナウイルス感染症陽性による給付金を申請される方へ】

当所では、本来給付対象外である、新型コロナウイルス感染症での自宅療養につきましては、「みなし入院」として給付の対象とさせて頂いておりますが、今後の給付金申請に必要な証明書類につきまして以下のように決めさせて頂きますので、御了解の程お願い申し上げます。

### 【給付金申請に必要な書類について】

給付金請求書に、保健所発行の療養証明書を合わせてご提出下さい。

- ① 保健所発行の療養証明書に、療養開始日並びに療養終了日の記載がある場合、その療養期間を、みなし入院期間とします。
- ② 保健所発行の療養証明書に療養開始日のみ記載されており、療養終了日が記載されていない場合、その療養期間は療養開始日から一律7日間をみなし入院期間とします。
- ③ 保健所発行の療養証明書に療養開始日のみ記載されており、療養終了日が記載されていない場合で、保健所等から連絡（メール等の画面）で療養終了日が確認できる場合は、その終了日が確認できる画面の写しもご提出下さい。

※当所としては、加入者の皆さんの公平な取扱いの為に、上記のとおりとさせて頂きますことをご理解頂きますようお願い申し上げます。尚、この取扱いは当分の間、同様と致します。

札幌商工会議所 共済事業室



0120-107-620

TEL: 231-1362